

対日直接投資推進タスクフォースについて

平成 26 年 4 月 25 日
対日直接投資推進会議決定
平成 27 年 3 月 17 日 一部改正

1 趣旨

海外から日本に重要な投資を行う企業に対し、事業を所管する省の副大臣等を相談相手として指定する「企業担当制」についての総合調整を行うとともに、対日直接投資推進会議の運営を補佐し、関係府省等との調整を行う「対日直接投資推進タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2 構成

- (1) タスクフォースの構成員は、経済財政政策を担当する内閣府副大臣（以下「内閣府副大臣（経済財政政策）」という。）、規制改革を担当する内閣府副大臣、地方創生を担当する内閣府副大臣、総務副大臣、外務副大臣及び経済産業副大臣並びに厚生労働副大臣、農林水産副大臣、国土交通副大臣等の主な業種を所管する省の副大臣とする。
- (2) タスクフォースは、内閣府副大臣（経済財政政策担当）が主宰する。
- (3) タスクフォースには、必要に応じ、関係副大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

タスクフォースの庶務は、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、タスクフォースで定める。

(参考)

「対日直接投資推進タスクフォースについて」の従来からの修正点

平成26年4月25日
対日直接投資推進会議決定
平成27年3月17日 一部改正

(※修正点は、下線部の通り)

1 趣旨

海外から日本に重要な投資を行う企業に対し、事業を所管する省の副大臣等を相談相手として指定する「企業担当制」についての総合調整を行うとともに、対日直接投資推進会議の運営を補佐し、関係府省等との調整を行う「対日直接投資推進タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2 構成

- (1) タスクフォースの構成員は、経済財政政策を担当する内閣府副大臣（以下「内閣府副大臣（経済財政政策）」という。）、規制改革を担当する内閣府副大臣、地方創生を担当する内閣府副大臣、総務副大臣、外務副大臣及び経済産業副大臣並びに厚生労働副大臣、農林水産副大臣、国土交通副大臣等の主な業種を所管する省の副大臣とする。
- (2) タスクフォースは、内閣府副大臣（経済財政政策担当）が主宰する。
- (3) タスクフォースには、必要に応じ、関係副大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

タスクフォースの庶務は、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、タスクフォースで定める。